

英米法系公法の調査研究 (4)

アメリカ公法研究会
(代表 佐藤 信行)*

動物のスタンディング

Naruto v. Slater, 888 F.3d 418 (9th Cir. 2018)

青木 洋英**

1. 事実の概要¹⁾

2011年、動物写真家である David Slater がカメラを撮影可能な状態で放置したところ、クロザル（インドネシアのスラウェシ島に生息している）の Naruto が Slater のカメラで数枚の自撮り写真（Monkey Selfies）を撮影した。

2014年12月、Slater と Wildlife Personalities, Ltd. は、出版社である Blurb, Inc. を通じて出版した著書において、クロザルの Naruto によって撮影された Monkey Selfies を公開した。この著書は、Slater が Naruto の撮影した写真の著作権を有することを前提としていたのだが、Slater はその著書のあらゆるキャプションにおいて写真を撮影したのが Naruto であることを認めていた。

2015年、動物保護団体である People for Ethical Treatment of Animals（以下 PETA とする）と Antje Engelhardt 博士は、自らを Naruto の next

* 所員・中央大学法科大学院教授

** 中央大学大学院法学研究科博士課程後期課程在学中

1) Naruto v. Slater, 888 F.3d 418 (9th Cir. 2018), at 420-421.

friendであると位置付けながら、Slaterらに対し、著作権侵害を理由とした訴訟を提起した。訴状では、Engelhardt博士がインドネシアのスラウェシ島に生息するクロザルの研究を十年間にわたって行っており、クロザルのNarutoが生まれて以来、その観察と研究を続けてきたとされる。他方で、PETAとNarutoのあいだの関係性を示すような来歴は述べられていない。その代わりにPETAが「世界最大規模の動物の権利擁護団体」であり、「人間にとっての動物の有用性を越えた形で動物の権利と法的保護を擁護すべく活動してきた」との主張がなされている。

Slaterら被告は連邦民事手続規則12(b)(1)及び12(b)(6)に則って訴状の却下(motion to dismiss)を求めた。被告らは原告らが合衆国憲法第3条のもとのスタンディングあるいは著作権法のもとのスタンディングを欠いていると主張し、カリフォルニア州連邦地方裁判所はこれを認めて原告らの訴えを却下した。

連邦地方裁判所では、憲法上のスタンディングについての判断が留保された。連邦地方裁判所によれば、第9巡回区控訴審裁判所はCetacean Cmty. v. Bushにて、憲法第3条が「動物の名において提起できると制定法上認められた訴訟は「事件あるいは争訟(case or controversy)」に該当しない」という結論を強いるものではない²⁾と述べていた。とはいえ憲法上のスタンディングの有無にかかわらず、Narutoは主張を続けるため、著作権法上のスタンディングを確立しなければならない。連邦地方裁判所はNarutoが著作権法上のスタンディングを証明できていないと判断した。なお、第9巡回区控訴審裁判所自身も連邦地方裁判所同様、全員参加の裁判体(an en banc panel)ないし連邦最高裁判所によってオーバールールされない限り、Cetacean判決によって確立された先例に拘束される³⁾。

PETAとEngelhardt博士は、時機を逸することなくNarutoのために上訴を行ったが、上訴が提起された後、被上訴人の許諾とともにEngelhardt

2) Cetacean Cmty. v. Bush, 386 F.3d 1169 (9th Cir. 2004), at 1175.

3) Miller v. Gammie, 335 F.3d 889 (9th Cir. 2003) (en banc), at 899.

博士は本件訴訟から離脱した。したがって、本件控訴審には、Naruto 本人とその next friend である PETA のみが訴訟当事者として留まっている。

2. 判 旨

第9巡回区控訴審裁判所は、Naruto が合衆国憲法第3条に基づくスタンディングを有することを認めながらも、著作権法上のスタンディングを否定し、原審判断を認容した。第9巡回区控訴審裁判所の Carlos T. Bea 裁判官が法廷意見を執筆し、N. Randy Smith 裁判官が結論同意意見を執筆した。以下では、判旨にとって重要と考えられる脚注とともに、判決文の一部を引用する。

法廷意見 (Bea 裁判官)

① next friend スタンディングの成否

Bea 裁判官はまず、PETA が原告である Naruto の主張を代弁するための next friend としての地位を有するかを検討を行った。

「我々は PETA が当該クロザルのための主張を代弁する「next friend」の地位を有すると有効な形で主張できているかどうかにつき、大きな疑いを抱いている。なぜならば、(1)PETA は next friend と真の当事者のあいだに求められる重要な関係性を確立するためのいかなる事実をも主張できてはいない。また、(2)我々の法のもとで、動物は next friend の法理によって代理することができない。

まず、「next friend スタンディングを用いるために、推定上の next friend は以下のことを証明しなければならない。(1)当該申立人が精神的障害や裁判所へのアクセスの欠如、あるいはこれらに類するその他の障害によって、自ら訴訟追行することができないこと、また(2)next friend が当該申立人とのあいだに一定の重要な関係性を持ち、またその最善の利益を真に仕えること」⁴⁾。本件で、我々はこの(2)の要件について懸念を抱いて

4) Coalition of Clergy v. Bush, 310 F.3d 1153 (9th Cir. 2002), at 1159–1160 (quoting

いる。PETAはNarutoとのあいだに、その他の動物との関係以上のより重要な関係性があると主張していない。したがってPETAはこの「重要な関係性」の要件を満たしておらず、Narutoのnext friendとして訴訟を行うことはできない [fn. 3]。

しかしながら、たとえPETAがNarutoとのあいだにある重要な関係性について主張していたとしても、PETAはNarutoのnext friendとして訴訟を行うことはできなかったろう。Whitmore v. Arkansas⁵⁾において、最高裁判所は人身保護請求にかかる事案でのnext friendスタンディングについて議論を行った。その事例において、第三者である訴訟当事者は、上訴を諦めたSimmonsという死刑囚に対する死刑判決に異議を申し立てようとしていた。第三者であるWhitmoreがSimmonsのためのスタンディングを有するかどうかを検討するなかで、裁判所はnext friendスタンディングの限定的な性質を強調し、そうした限定の背景にある根拠について説明した。例えば、無能力の証明や「重要な関係性」といった要件は、「憲法上の統治に関する一般化された利益のみを主張する当事者が、next friendという形を装っただけで憲法第3条のもとでの司法権の限界を巧みに回避しないように保障するためのものである」⁶⁾。つまり、実質的当事者に関する重要な利益の要件は第三者によるスタンディングに関するルールの濫用を防止している。これより前の事案で最高裁判所が述べたのと同じように、「next friendにはその価値と崇高な志があるのかもしれないが、彼らは実際の当事者をより大きなチェス盤の上でコントロールされている駒にしてしまうというリスクから逃れることはできない」⁷⁾。いかなる第三者によるスタンディングに関する法理においても内在するこのような危険を根拠に、最高裁判所は人身保護法において連邦議会によって認められていた範囲を超えてnext friendスタンディングを拡張することを拒否し

Massie ex rel. Kroll v. Woodford, 244 F.3d 1192 (9th Cir. 2001), at 1194).

5) Whitmore v. Arkansas, 495 U.S. 149 (1990).

6) *Id.* at 164.

7) Lenhard v. Wolff, 443 U.S. 1306 (1979), at 1312.

た⁸⁾。

本件において我々は「next friend スタンディングに関する連邦上のあらゆる法理の適用範囲が制定法によって許される範囲を超えて広がることはない」と判示する最高裁判所の先例に従う⁹⁾。連邦議会は人身保護請求のため¹⁰⁾、また未成年及び精神障害者のため¹¹⁾の next friend による訴訟を認めているが、動物のために提起される next friend による訴訟のためのいかなる法源も存在していない。制定法解釈に関する我々の先例は、裁判所の連邦民事手続規則についても同様に適用されるべきである。したがって「たとえ動物に訴訟のための権利が認められるにしても、それに関する規定はこのような権利の有無につき明示的に言及するべきである」¹²⁾。なぜなら我々は Whitmore 判決における最高裁判所の理由付けが next friend スタンディングの裁判所主導の拡張に反対するものであると理解しているから、連邦議会から明示的に認められることなく動物のために訴訟を提起する next friend の権利を承認することはできない。

にもかかわらず、Naruto が next friend をもたないことは Naruto 自身もつスタンディングを無効にするものではないのだから、これが合衆国憲法第3条のもとの「事件あるいは争訟 (case or controversy)」である限り、我々は本案審理へと進まなければならない。next friend 訴訟について規定する連邦民事手続規則17条は、next friend や後見人 (guardian) の存在が認められない場合であってもなお、裁判所に対して無能力の当事者が十分に保護されているかどうかについて考慮するよう義務付けている¹³⁾。この義務の範囲で裁判所は広い裁量を有し、「当該人物が別の方法において十分に保護されているか、あるいは保護されうるのであれば、訴

8) 495 U.S. 149, at 164-165.

9) *Id.*

10) *See* 28 U.S.C. § 2242.

11) *See* Fed. R. Civ. P. 17(c).

12) *See* Cetacean Cmty., 386 F.3d at 1179.

13) *U.S. v. 30.64 Acres of Land*, 795 F.2d 796 (9th Cir. 1986), at 805.

訟後見人[あるいは next friend]を任命する必要はない¹⁴⁾。例えば「裁判所は無能力者の利益が弁護士の任命によって十分保護されうると判断することもできる¹⁵⁾」。実際に裁判所はこのように処理してきたし、こうした裁判所が事案を却下しなかったという事実は、next friendのいないことが無能力者である当事者のスタンディングを破壊しないことを示している¹⁶⁾。

これと異なる判決を下せば、先例に反することになるだろう。Cetacean判決¹⁷⁾において、我々は鯨類の集合が第3条のもとでのスタンディングを満たしうると判示した。この事案で鯨類たちはnext friendを自称する者をもっていなかった。したがって、我々が本事案を無効とし、PETAがnext friendスタンディングの証明に失敗したことを理由に却下の指示とともに事案を差し戻したとすれば、我々の判例理論は、その訴訟が(Cetacean判決のように)next friendによって提起されたという主張のないまま動物によって直接訴訟が提起されることを認めるのに、next friendとしてある団体によって提起された訴訟については、その団体が関係性の要件の証明に失敗した場合には、訴訟提起を認めないというものになるだろう。このような解釈は法にはなり得ない。したがって、我々はCetacean判決に基づくNarutoの第3条のスタンディングはPETAが後見人ないしnext friendとして十分であるかどうかとは関係がないものと判断し、第3

14) *Id.* (citing *Roberts v. Ohio Casualty Ins. Co.*, 256 F.2d 35 (5th Cir. 1958) at 39 (Rule 17(c) は訴訟後見人の選任を義務付けてはいない). *See also* *Harris v. Mangum*, 863 F.3d 1133 (9th Cir. 2017) at 1139 n. 2 (訴訟後見人の選任が Rule 17(c) の趣旨を妨げるおそれのある場合、選任は要求されないだろうと判示している)。

15) *Krain v. Smallwood*, 880 F.2d 1119 (9th Cir. 1989) at 1121 (citing *Westcott v. United States Fidelity & Guaranty Co.*, 158 F.2d 20 (4th Cir. 1946) at 22)。

16) *See, e.g.*, 158 F.2d 20, at 22 (訴訟後見人ではなく弁護士によって代理されていた未成年者に対する判決を認容している)。

17) 386 F.3d 1169, at 1171.

条のもとでのスタンディングの分析へと進む [fn. 5]¹⁸⁾。

多数意見はどのように述べて、PETA の next friend スタンディングは認められないとしながらも、無能力者の当事者に対して裁判所がもつ義務と裁量を行使し、Naruto 自身のスタンディングについての検討へと移っていく。

[fn. 3] PETA による Naruto との重要な関係性の有無の立証の失敗について

「我々はこの点につき、PETA の欠陥がただ Naruto との重要な関係性を疎明するのに失敗するよりはるかにひどいことを強調する必要があると感じている。実際、何らかの関係性があったとして、PETA は friend の名にふさわしい行動をとっていないように思われる。口頭弁論において不吉な兆候が見られたのち、PETA と被上訴人は本法廷に、Slater に対する PETA の主張が和解となったことを示し、Naruto の上訴を取消し、地裁での不利な判決を無効にするよう求める訴えを起こした。PETA の言う和解の内容は依然不明確だが、Naruto の主張がそれで解消されることはない。にもかかわらず、PETA は Slater との和解から明らかに Naruto にとって必要ではない何かを得ている。「取り決めの一部」として、Slater は Monkey Selfie の本から得た収入の 4 分の 1 を Naruto の生息地や Indonesia に住む他のクロザルの保護のために寄付することに同意した (PETA の HP より)。しかしいま PETA の提起した却下の求めにおいて、Naruto は代弁者のいない状態で放置されている。彼の自称「friend」は Naruto の実体的権利に関する主張を捨て去り、PETA という組織の利益に反する判決の公表を阻止しようと努力しているように見える。Naruto にこの権利主張の放棄を認識する能力があったなら、Naruto は自分の (以前の) friend である PETA に対し信頼違反を訴える裁判に着手するのではないだろうか。困ったことに、「動物が我々の食べ物や服、実験、娯楽、その他の虐待の対象とならない」世界を実現しようとするなかで (PETA の HP より)。

18) 888 F.3d 418, at 421-423.

PETAはNarutoを自らのイデオロギー上の目的を達成するための駒として利用しようとしているように見える。しかしこれこそがまさしく(Rehnquist 主席裁判官が *Lenhard v. Wolff*, 433 U.S. 1306, at 1312で指摘したところの)組織の利益ではなく、無能力者である当事者との重要な関係を next friend に要求することによって避けようとした事態であるように思われる」。

[fn. 5] 結論同意意見との見解の相違点について

結論同意意見は next friend として認められない時点で Naruto の憲法上のスタンディングについても判決で言及すべきでないとしているが、法廷意見はこうした理解は慣行に反すると考えている。

「我々の見解ではスタンディングの問題は Cetacean 判決において明らかにされている。以下で述べるように、我々は Cetacean 判決が誤っていると考えているのだが、それでも我々はそれに拘束される。最高裁判決ないし本法廷の en banc のもとでの判決がない限り (*Miller v. Gammie*, 335 F.3d 889 (9th Cir. 2003), at 899), 我々は動物が憲法3条のもとでスタンディングをもつという結論から逃れることはできない。これを前提として考えた場合、どうすれば Naruto の代理人としての PETA に欠陥があることが、そうでなければ有効であった Naruto の第3条のもとでの有効なスタンディングを破壊できると考えられるのだろうか。結論同意意見はこの点についても説明できていない。

N. R. Smith 裁判官は動物が訴えることを許すときに生じる一連の問題について述べている。例えば、動物が訴えることができるとして、誰が彼らの利益を代理できるのか。動物が財産権をもつとして、動物はそれに付随する義務をもつのか。我々はどのようにして人々(あるいは PETA のような団体)が自らの設定した政策課題のために動物を利用するのを防ぐことができるのか。こうした問題を考慮しながら、Smith 裁判官は動物が人間の裁判所で訴訟を行うことを許すべきではないという理にかなった結論を導いている。純粹に政策的問題として、我々はこれに同意する。しかし我々は立法府ではなく、かつて本法廷で下された Cetacean 判決は

我々の選択肢を限定する。我々にできることは Cetacean 判決を再考するよう当裁判所に求めていくことである (fn. 6 も参照)。我々にできないことは Cetacean 判決がなかったかのように振舞ったり、あるいはそれが、鯨類が3条に基づくスタンディングをもつかどうかにつき、もっと緩やかであったり曖昧であったりした別の判決であったかのように振舞うことである」。

② 憲法上のスタンディング

「Cetacean 判決の法廷は、全世界のクジラ、イルカ、ネズミイルカ（鯨類たち cetaceans）が、彼らの自称代理人を通して、第3条のもとでのスタンディングを確立するのに十分な事実を主張したと判示した¹⁹⁾。鯨類たちは、「世界の全クジラ、ネズミイルカ、イルカのための自称代理人」によって提起された訴訟において、海軍のソナーシステムによって引き起こされる具体的で身体的な損害を主張した²⁰⁾。第9巡回区控訴審裁判所は「本件における原告」が鯨類たちであることを明確にしたが、next friend や第三者のスタンディングについては議論を行わなかった²¹⁾。第9巡回区はこの事案において、鯨類たちが問題とされた環境法規のもとでの制定法上のスタンディングを欠いているという理由で地裁の却下判決を認めたのだが、「第3条は、動物の名において提起できると制定法上認められた訴訟が「事件あるいは争訟 (case or controversy)」に該当しないという結論を強いていない」と述べた²²⁾。

本件において、訴状は Naruto が Monkey Selfies の著者であり権利者であると主張している。訴状はさらに Naruto が被上訴人による侵害行為の結果として具体的かつ固有の経済的損害を被ったと主張しており、こうした損害は Naruto が Monkey Selfies の著者かつ権利者であるという宣言を行う判決によって救済され得るとしている。Cetaceans 判決のもとで、訴

19) 386 F.3d 1169, at 1175.

20) *Id.* at 1171.

21) *Id.*

22) *Id.* at 1175.

状は第3条のスタンディングを確立するのに十分な事実を含んでいる。したがって、我々はNarutoが著作権侵害のための制定法上のスタンディング [fn. 7] を有するか否かを決定しなければならない²³⁾。

[fn. 7] 本判決における「制定法上のスタンディング」の位置付け

「スタンディングという用語は司法権の範囲に関する含意 (jurisdictional connotation) を伴うが、我々の「制定法上のスタンディング」という言葉の使用が示すのは、著作権法のもとでNarutoが訴訟を提起する能力についてであり、一般的な訴訟能力ではないことをはっきりさせておく。つまり、我々が従来判例で述べてきた通り、「制定法上のスタンディングの欠如は主張の失敗を理由とした dismissal を要請し、第3条のスタンディングの欠如は連邦民事手続規則12(b)(1)のもと事物管轄の欠如を理由とした dismissal を要請する」(Maya v. Centex Corp., 658 F.3d 1060 (9th Cir. 2011), at 1067)。前者は本案決定だが、後者は純粋な司法権の範囲の問題である」。

③ 著作権法上のスタンディング

「Cetacean 判決において法廷は、その事案のなかで問題となった制定法が「persons」や「個人 (individuals)」に言及していたという事実に依拠しなかった。そうではなく、裁判所は制定法解釈における単純なルールを作り上げた。それは「連邦法が端的に動物に制定法上のスタンディングがあると述べているのなら、動物は制定法上のスタンディングをもつ」というものである。制定法が端的にそう述べていないなら、動物は制定法上のスタンディングをもたない。著作権法は明示的に、制定法上、動物が著作権侵害訴訟を提起することを認めていない [fn. 9]。したがって、Cetacean 判決で示された先例に基づくと、Naruto は著作権法のもと制定法上のスタンディングを欠いている²⁴⁾。

23) 888 F.3d 418, at 424–425.

24) *Id.* at 425–426.

[fn. 9] 法人や権能なき社団のスタンディングとの関係

「PETA はまた、著作権法は法人や法人格なき社団といった人間以外の存在について明示なく制定法上のスタンディングを許しているのだから、動物の制定法上のスタンディングについても考慮していると議論する」。しかしながら、これらは Cetacean 判決において確立された基準と合致しない。

結論同意意見 (N. R. Smith 裁判官)

法廷意見が next friend スタンディングの問題を、司法権の限界の問題でない (nonjurisdictional) と位置付けることに反対しており、本件は PETA の next friend スタンディングが成立しなかった段階で却下されるべきとしている。また Cetacean 判決はあらゆる場合に動物の憲法上のスタンディングを認めたものではなく、本件でもまた先例に反することなく、動物の憲法上のスタンディングは否定されると論じる。

3. 研 究

本判決は、動物写真家である Slater に対して、クロザルの next friend を名乗る動物保護団体が、当該クロザルの著作権法上の権利の侵害を主張して民事訴訟を提起した事例である。原審は、動物が著作権法上のスタンディングをもたないことを根拠にその訴えを退けた。第9巡回区控訴審裁判所も原審の結論を支持しているが、原審とは異なり、動物である原告の憲法上のスタンディングについて審査を行い、これを明確に肯定している。

訴訟の場において動物が原告となることができるかという問題は、日本においても、アマミノクロウサギ訴訟をはじめとした環境訴訟を通して議論が重ねられてきた²⁵⁾。また、近年ではアメリカの動物法や動物の権利に

25) 動物種や自然物が訴状において原告として記載された事件として、アマミノクロウサギ訴訟 (福岡高宮崎支判平成14年3月19日判例集未登載、鹿児島地判平成13年1月22日判例集未登載) を筆頭に、オオヒシクイ訴訟 (東京高判平成8年4月23日判タ957号194頁、水戸地判平成8年2月20日判タ957号194頁)、

関する議論から、動物保護や環境保護とスタンディングの関係について検討を試みる論稿も少しずつ増えてきている²⁶⁾。

以下本評釈では、憲法学の観点から *Naruto* 判決の争点を把握しようとする。(1)では連邦裁判所の採用する一般的なスタンディング法理について整理し、(2)では本判決へと連なる動物を原告とする訴訟の流れについての整理を行う。そして(3)では、(1)と(2)を踏まえながら、本判決の争点について検討を行う。なお、*Naruto* 判決の事実からは著作権法に関する実体法上の争点が見出される²⁷⁾が、判決テキスト自体はこの問題を取り上げていないことに鑑み、本評釈では動物のスタンディングに関する争点のみに焦点を当てる。

(1) 判例におけるスタンディングの法理

合衆国憲法第3条は、連邦裁判所の司法管轄について定めており、連邦裁判所の司法権の及ぶ範囲を「Case or Controversy (事件ないし争訟)」に限定している²⁸⁾。この条項は現在では、連邦議会によって創設できるス

生田緑地訴訟(横浜地判平成9年9月30日判例地方自治173号73頁)、高尾山天狗訴訟(東京高判平成13年5月30日判例集未登載、東京地八王子支部平成13年3月26日判例集未登載)、ホトケドジョウ訴訟(東京地判平成22年4月20日判例集未登載)等がある。

26) 特に憲法学の観点から検討するものとして、山崎将文「動物の法的地位—憲法の観点からの考察を含めて—」九州法学会会報(2019年)21頁以下、大林啓吾「ジュゴン訴訟の法的意義—動物裁判の新展開と手続的統制の意義—」法政論叢51巻1号(2014年)147頁以下、藤井樹也「動物法・環境法と憲法の交錯(1)—スタンディングの法と政策—」国際公共政策研究8巻1号(2003年)37頁以下等がある。

27) See, e.g., David Schneider, *Why a Monkey's Action of Taking a Selfie Should Expand the Definition of an Author in the Copyright Act*, 34 *Touro L. Rev.* 1349 (2018); Nathan Hakimi, *Monkey Business: Copyright, Stunt Litigation, & New Visions in Animal Law*, 9 *J. Animal & Env'tl. L.* 1 (2017); Makia A. Pallante, *From Monkey Selfies to Open Source: The Essential Interplay of Creative Culture, Technology, Copyright Office Practice, and the Law*, 12 *Wash. J. L. Tech. & Arts* 123 (2017).

28) U.S. Const. Art. III, § 2. 合衆国憲法3条の「事件ないし争訟」の規定に由来

スタンディングに限界を定めた「憲法上のスタンディング (Constitutional Standing)」の概念を含むものとしても理解されるようになってきている。Cass R. Sunstein は、アメリカにおけるスタンディング法理の展開を素描するなかで、合衆国憲法第3条が制憲時からこうした立法府に対する制約原理としての規範的意味をもっていたとは考えにくいとしている²⁹⁾。Sunsteinによれば、原告が訴訟を適法に提起できるかどうかという問題は、当初純粹にコモンロー上の訴訟原因 (cause of action) の有無の問題として処理されていた (legal wrong test)。スタンディングという概念は、ニューディール期において、ニューディール立法を司法権の限界の考慮を通じて司法審査から擁護するなかで徐々に出現し始め、こうした裁判官による法 (judge-made law) としてのスタンディング法理は、行政手続法 (Administrational Procedure Act³⁰⁾) (以下、APAとする) の制定において法典化された。現在のスタンディング法理への発展の萌芽は Association of Data Processing Organizations v. Camp³¹⁾において築かれたと考えられており、Data Processing 判決は、それまで原告が訴訟提起するにあたって証明すべきとされていた法的権利の有無を、本案の問題 (on the merits) と位置付け、スタンディングの成立のために必要な損害は、法的な損害ではなく、事実上の損害 (injury in fact) であると判示した³²⁾。これは明確にコモンロー上ないし制定法上の訴訟原因を有するとは言えないが、政府の決定によって影響を受ける人々に対してスタンディングを拡張する判決であり、事実上の損害テストの後には、利益の範囲テスト (zone of interest test) が課されるとされていた。この時点で「事実上の損害」という概念

する司法権の限界の法理としては、憲法上のスタンディング以外に、紛争の成熟性 (ripeness) やムートネスの法理等が含まれる。

29) Cass R. Sunstein, *What's Standing after Lujan: of Citizen Suits, Injuries, and Article III*, 91 Mich. L. Rev. 163 (1992), at 168-196.

30) Administrative Procedure Act, ch. 423, 60 Stat. 237 (1946), as amended, 5 U.S.C. §§ 551-559, 701-706.

31) Association of Data Processing Organizations v. Camp, 397 U.S. 150 (1970).

32) *Id.* at 152-3.

は、憲法上要求されているのか、APAのもと要求されているのかが不明確であったが³³⁾、その後の判例の展開を通じて、「事実上の損害」は連邦裁判所に訴えを提起するうえで不可欠な「憲法上のスタンディング要件」であると考えられるようになっていく³⁴⁾。

そして *Lujan v. Defenders of Wildlife*³⁵⁾において、憲法上のスタンディング要件は、権力分立の一内容として、連邦議会の立法権限を制限するものだと明確に位置付けられるに至った。*Lujan* 判決では、絶滅危惧種保存法 (Endanger Species Act³⁶⁾) (以下、ESAとする) の執行に関して定められた行政規則が当該法の趣旨に反し違法ではないかが争われた。ESAには、ESA上の違法について、あらゆる当事者が訴訟を提起することを認める市民訴訟規定 (citizen suit provision)³⁷⁾があり、控訴審判断はこれに関連付けながら、原告である自然保護団体のスタンディングを肯定していた。しかしながら、連邦最高裁はこのような市民訴訟の規定は、「連邦議会が行政官によって遂行されるべき細分化されていない公共の利益を、裁判所で主張可能な個人の権利へと改鑄してしまうもの」であり、「連邦議会が行政庁にとっての最も重要な憲法上の義務 (法の誠実な執行の義務) を大統領から裁判所に移し替えることを認めること」に当たると指摘し、原告自然保護団体のスタンディングを否定した³⁸⁾。*Sunstein* はこうした判示を

33) *Sunstein, supra* note 29, at 186.

34) この間の判例の展開については、市川正人「事件性の要件とスタンディング—1970年以降におけるアメリカ合衆国連邦最高裁判決の検討を中心に(1)―(4・完)」法学論叢112巻5号23頁以下、6号74頁以下、113巻3号79頁以下、6号60頁以下(1983年)が詳しい。また、宮原均「合衆国憲法3条とスタンディングの法理」東洋法学53巻3号(2010年)1頁以下、成瀬トーマス誠「連邦最高裁判例の歴史におけるスタンディング概念」憲法論叢18号(2011年)87頁以下も参照。

35) *Lujan v. Defenders of Wildlife*, 504 U.S. 555 (1992).

36) Endangered Species Act, 87 Stat. 884 (1973), as amended, 16 U.S.C. § 1531 *et seq.*

37) 16 U.S.C. § 1540(g).

38) 504 U.S. 555, at 577. なお *Lujan* 判決の法廷意見を執筆した *Scalia* 裁判官は、

もって、Lujan 判決が市民訴訟規定を「実際上の適用違憲」にしたと評価しており³⁹⁾、これは Data Processing 判決以降のスタンディング拡張の流れに歯止めをかけようとする判断と見ることができる。

したがって Lujan 判決によれば、たとえ連邦議会が市民訴訟規定を定めていたとしても——当該制定法が行政庁に対する司法審査を求める地位を直接の利害をもたない者に認めているかに見えたとしても——、連邦裁判所に訴えを起こそうとする原告は、制定法上のスタンディング要件とは別に「憲法上のスタンディング要件」を満たしていることを証明しなければならない⁴⁰⁾。憲法上のスタンディング要件は、①原告が事実上の損害 (injury in fact) を被っており、当該損害が① a 具体的かつ個別的であり、① b 実際的あるいは切迫し、推測上のものでないものでも仮定に基づくものでもないか、②当該損害の原因が被告の行動にあるか (因果関係)、③当該損害が原告勝訴判決によって救済され得るか (救済可能性) といった3つの要素

スタンディング法理と権力分立の関係を強調する論文を執筆しており、そこでは、政治過程においてマジョリティによって作り上げられた規制の名宛人 (=マイノリティ) を救うことこそが裁判所の担うべき主たる機能であり、規制に関する利害関係者が行政に規制を求めることは政治過程が担うべきマジョリティの保護に該当するため、スタンディングを与えることに慎重になるべきと論じられている。See also, Antonin Scalia, *The Doctrine of Standing as an Essential Element of the Separation of Power*, 17 Suffolk U. L. Rev. 881 (1983).

39) Sunstein, *supra* note 29, at 200. なお、Lujan 判決の後に、同じく ESA の市民訴訟規定に基づく原告らのスタンディングが問題となった Bennett v. Spear, 520 U.S. 154, at 164において、連邦最高裁判所は市民訴訟規定を憲法上のスタンディングに合致する範囲で認め、市民訴訟規定がもつ意味を司法政策上の要件 (prudential requirement) のひとつである利益の範囲テストの適用を排除するものと位置付けている。

40) ただし Lujan 判決ののちに連邦最高裁判所は、情報公開を求めるためのスタンディングを広く大勢の者に認める連邦法を合憲なものとしている。See, Federal Election Comm'n v. Akins, 524 U.S. 11 (1998); Cass R. Sunstein, *Informational Standing and Informational Regulation: Akins and Beyond*, 147 U. Pa. L. Rev. 613 (1999).

に整理された⁴¹⁾。これは現在もなお、アメリカの判例法理として機能し続けている。

また、こうした憲法上のスタンディング要件が充足された場合にも、連邦裁判所は自らの裁量でスタンディングに関して、歴史的に構築されてきた司法政策上の (prudential) 自制的な要件を用いて訴訟を退けることができる⁴²⁾。ただしこうした司法政策上の要件は、連邦議会の立法によってオーバーライドできる⁴³⁾。

Lujan 判決以降、合衆国憲法第3条に由来する憲法上のスタンディング要件が、連邦議会の立法権限を制限する形で機能するという理解が定着した。もっとも、Lujan 判決の Kennedy 裁判官による結論同意意見は、「私見では、連邦議会は、従来存在しなかったような「事件あるいは争訟 (case or controversy)」を生じさせるような損害と因果の連鎖を定義する権能を有する」と述べ、「私は法廷意見が私見に反するとは思っていない」と続けている⁴⁴⁾。したがって、連邦議会は客観訴訟規定の創設につき制限を受けるものの、憲法上のスタンディング要件の核である「事実上の損害」の内容を自ら記述し定義することで、新たな主観訴訟規定の創設を行う可能性を留保されてもいる。

41) 504 U.S. 555, at 560-561.

42) 市川 (4・完)・前掲注34), 71-72頁。司法政策上のスタンディング要件としては、一般的不平の法理 (generalized grievance), 第三者のスタンディングの法理 (third-party standing), APA を考慮する際に問われる利益の範囲テスト (zone of interest test) 等があるとされる。他方で、Lexmark International, Inc. v. Static Control Components, Inc., 572 U.S. 118 (2014) において Scalia 裁判官は、こうした司法政策上のスタンディングの考慮は、係属中の事件が司法権の範囲内にあることと緊張関係にあり、prudential という語はミスリーディングであると述べ、本件での争点は実体法上の訴訟原因の有無であると判示した。See also, Ernest A. Young, *Prudential Standing after Lexmark International, Inc. v. Static Control Components, Inc.*, 10 Duke J. Const. L. & Pub. Pol'y 149 (2014).

43) 524 U.S. 11, at 19-20. ESA 上の市民訴訟規定と司法政策上のスタンディングの関係については、See also, 520 U.S. 154, at 164.

44) 504 U.S. 555, at 580.

(2) 自然環境・動物のスタンディング

以上のような連邦裁判所のスタンディング法理の展開のなかでは、Lujan 判決をはじめ、環境保護や自然保護にかかる裁判が数多く提起された。

① Sierra Club v. Morton

例えば Sierra Club v. Morton⁴⁵⁾では、セコイア国立自然公園の一部を構成する Mineral King Valley での Walt Disney Enterprises によるスキー場開発の計画に同意したアメリカ森林管理局の判断に違法があるとして、実績ある自然保護団体である Sierra Club らが APA のもとで連邦裁判所に提訴した。

Sierra Club 判決において連邦最高裁は、Sierra Club らによって主張された自然環境を享受する美観的利益や環境上の福利が Data Processing 判決で争われた営業上の競合的利益といった経済的福利と同様、アメリカ社会の重要な価値の一端であるとし、こうした環境上の福利はたとえ多数人間で共有されていたとしても、司法過程を通じた法的保護に値すると判示した⁴⁶⁾。Sierra Club は、自らが国立公園、自然保護区、国有林の保全と維持のために活動してきた事実から、公益上の主張を行いうるに足る特別の利害を有する団体としてスタンディングを有すると主張していたが⁴⁷⁾、判旨によると、事実上の損害の要件は、審理されるべき利益 (cognizable interest) が侵害されるだけでなく、司法審査を求める当事者自身がそうした利益の侵害を受けていることを要請する。Sierra Club は「団体自体ないしそのメンバーが Disney の開発によって自らの何らかの活動において影響を受けたということを主張するのに失敗し」ており、結論としてはスタンディングを欠くと判示された⁴⁸⁾。このように Sierra Club 判決は、憲法上のスタンディングの検討にあたって、何らかの審理すべき侵害が生

45) Sierra Club v. Morton, 405 U.S. 727 (1972).

46) *Id.* at 734.

47) *Id.* at 730.

48) *Id.* at 734-735.

じているだけでなく、原告自身が当該侵害を現に被っているべきことを求めたのである。

他方で、Sierra Club 判決は Douglas 裁判官がその反対意見において、自然それ自体を原告とする訴訟について述べたことでもよく知られている。Douglas 裁判官は「自然環境の調和を守ることに向いた現代における公共の関心は、環境のなかに存する対象に、その名においてのスタンディングを与えることを導くとすべきであり、「したがって本件訴訟は *Mineral King v. Morton* と呼ぶほうがより適切だろう」⁴⁹⁾と述べた。ここでは Christopher D. Stone の著した「樹木の当事者適格」⁵⁰⁾が引用された後、従来から訴訟の場でも、船や会社をはじめとした無生物が当事者となりうるものが指摘されている。自然物が原告となる場合の訴訟代理人については、「生態系に属する物言わぬメンバーは喋ることができないが、彼らの価値や神秘についてよく知りながらその場所を頻繁に出入りする人々は生態系全体について話すことができるだろう」⁵¹⁾と述べ、さらに脚注8のなかでは、「裁判所に無生物の代理人の選任を認めることは、慣習的に認められている司法による訴訟後見人や管財人などの選任とそう大きく異なることはないだろう」と述べ、自身の考えを補足している。

Douglas 裁判官のこうした考え方は一見すると、法廷意見の考え方、すなわち自然環境のもつ価値を認めながらも、原告が公益の代理人となることを回避するために、あくまで原告本人が損害を被ることを求める考え方と好対照をなすようにも見える。しかし、Douglas 裁判官は原告本人が損害を被ることを求めているわけではなく、原告として自然物を置くことで、法廷意見の課すのと同じ「事実上の損害」の要件をクリアしようとし

49) *Id.* at 741–742.

50) Christopher D. Stone, *Should Trees Have Standing?: Towards Legal Rights for Natural Objects*, 45 S. Cal. L. Rev. 450 (1972). 邦訳として、岡崎修、山田敏雄訳(畠山武道解説)「樹木の当事者適格—自然物の法的権利について」現代思想18巻11号58頁、12号217頁(1990年)。

51) 405 U.S. 727, at 752.

ている。この場合、環境保護団体は、純粋な訴訟当事者ではなく自然物の訴訟追行を担うある種の訴訟代理人と位置付けられることになる⁵²⁾。

② *Palia v. Hawaii Dept. of Land and Natural Resources*

Sierra Club 判決の *Douglas* 裁判官反対意見や *Christopher D. Stone* の論文は、動物のスタンディングというより、自然環境や生態系を構成する自然物のスタンディングに主眼を置いたものであった。それでもアメリカでは、ここでの問題提起を契機として、主に ESA に関する事例において、特定の動物種を原告名に加える慣行が成立していった。*Lujan* 判決で問題となったように、ESA のなかに当該法に違反する行政活動を争うためのスタンディングを広く認める市民訴訟規定があったことがその理由の一端と言えるだろう。

第9巡回区控訴審裁判所で争われた *Palila v. Hawaii Dept. of Land and Natural Resources*⁵³⁾ は、ハワイ島に生息するキムネハワイマシコという鳥にスタンディングを認めた連邦控訴審判決として注目を集めた。*Palila* 判決は絶滅危惧種として登録されている動物種のスタンディングについて、「ESAのもとで保護される絶滅危惧種として、ハワイ島のミツスイドリ的一种であるその鳥 (*Loxioides bailleui*) もまた法的地位をもち、自分自身の権利で原告として連邦裁判所まで飛んでゆける」とし、「キムネハワイマシコ(本手続の当事者となって以来、本件ケースの原告名として冒頭に記載される権利を得てきた)は、*Sierra Club* や *Audubon Society*...その他の当事者の弁護士によって代理されている」と判示した。

Palila 判決では、動物のスタンディングについて、上記のようにごく簡単に述べられるのみであり、詳細は語られていない。それでも *Palila* 判決

52) なお、*Blackmun* 裁判官の反対意見では、そのメンバーが個別の利益を主張しない場合の自然保護団体のスタンディングに関して議論がなされている。*Id.* at 757. 本件で PETA が自らを「世界最大規模の動物の権利擁護団体」と位置付けながらスタンディングを主張することは、実質的にはここで論じられているものに近いとも考えられる。

53) *Palila v. Hawaii Dept. of Land and Natural Resources*, 852 F.2d 1106 (1988).

以降、判例集に記載されるケースの名前において、原告として動物種の名前が用いられることが増えていくこととなった⁵⁴⁾。もちろん、なかには Palila 判決を否定し、ESAのもと動物が自らの権利において原告となることを否定する判決も存在した⁵⁵⁾。

③ Cetacean Cmty. v. Bush

こうした文脈のなかで、Cetacean Cmty. v. Bush⁵⁶⁾は「……Palila 判決において我々〔第9巡回区控訴審裁判所〕が述べた内容は、レトリカルな文彩以上のものではない⁵⁷⁾と判示した。これによって、Palila 判決のESA上の動物のスタンディングに関する部分は、判例拘束性のない傍論として明確に位置付けられることになった。

こうした判断の理由としては、「キムネハワイマシコ以外の当事者のほとんどのスタンディングは、Palila 判決全体を通じて争われていなかったから、キムネハワイマシコがスタンディングをもつかどうかを我々に考慮するよう義務付ける司法管轄上の争点は存在しなかった。……したがって、我々はキムネハワイマシコがスタンディングをもつかどうか決するよう求められてもいなかった」と判示されている⁵⁸⁾。また Cetacean 判決は、これと同じ箇所第3巡回区控訴審裁判所の Hawksbill Sea Turtle v.

54) See, e.g., Mt. Graham Red Squirrel v. Yeutter, 930 F.2d 703 (9th Cir. 1991); Northern Spotted Owl v. Lujan, 758 F. Supp. 621 (W.D. Wash. 1991); Northern Spotted Owl v. Hodel, 716 F. Supp. 479 (W.D. Wash. 1988); Loggerhead Turtle v. County Council of Volusia County, Florida, 896 F. Supp. 1170 (M.D. Fla. 1995); Coho Salmon v. Pacific Lumber Co., 30 F. Supp. 2d 1231 (N.D. Cal. 1998); Cabinet Mountains Wilderness/Scotchman's Peak Grizzly Bears v. Peterson, 685 F.2d 678 (D.C. Cir. 1982); American Bald Eagle v. Bhatti, 9 F.3d 163 (1st Cir. 1993).

55) See, e.g., Citizens to End Animal Suffering & Exploitation, Inc. v. New England Aquarium, 836 F. Supp. 45 (D. Mass. 1993); Hawaiian Cow v. Lujan, 906 F. Supp. 549 (D. Haw. 1991).

56) Cetacean Cmty. v. Bush, 386 F.3d 1169 (9th Cir. 2004).

57) *Id.* at 1174.

58) *Id.*

FEMA⁵⁹⁾を引用しながら、動物種の名前がケース名に載っていたとしても、それが動物にスタンディングを認めたことを意味するとは限らないと指摘している⁶⁰⁾。

Cetacean 判決はこのように、Palila 判決に端を発する ESA 上の動物のスタンディングの主張の広がりには歯止めをかけた。とはいえ、Cetacean 判決はこれと同時に、Palila 判決のなされた段階では、なお安定していなかったきらいのあるスタンディングの法理一般のもとで、「動物のスタンディング」という争点を改めて審理しなおしている。

そもそも Cetacean 判決は、全世界の鯨類のための弁護人を自称する原告によって、鯨類の生態に悪影響を与えるアメリカ海軍のソナーシステムの設置が ESA や海洋哺乳類保護法 (Marine Mammal Protection Act⁶¹⁾) (以下、MMPA とする)、国家環境政策法 (National Environmental Policy Act⁶²⁾) (以下、NEPA とする) に反するとして提起された事件であった。ESA 以外の MMPA と NEPA は、市民が行政活動の履行や差止めを求めるための規定をもたないため、これにかかる行政活動の違法性を争うために APA が用いられている。Cetacean 判決は、現に損害を被っている鯨類と自称弁護人のあいだの代理関係についての検討は一切行わないまま、全世界の鯨類の集合である Cetacean Cmty. が ESA と APA (MMPA と NEPA)のもとで原告となり、行政活動の違法性を連邦裁判所に訴えることができるかどうかの審理を行った。

動物のスタンディングの問題を検討するにあたって、Cetacean 判決は

59) *Hawksbill Sea Turtle v. FEMA*, 126 F.3d 461 (3rd Cir. 1997), at 466 n. 2.

60) 例えば、普天間基地建設にあたってなされた環境評価が沖縄ジュゴンへの影響を十分検討しているかが争われた *Okinawa Dugong v. Gates*, 543 F. Supp. 2d 1082 (N.D. Cal. 2008) でも、ジュゴンという動物種の名前がケース名に残っているものの、判決文中では Cetacean 判決を引用しながら、ジュゴンの APA 上のスタンディングを否定している。Dugong 判決を検討する邦語文献として、大林・前掲注26)がある。

61) 16 U.S.C. § 1371 *et seq.*

62) 16 U.S.C. § 4321 *et seq.*

まず一般論として「スタンディングの法理には2つの別々の検討が含まれる」とした⁶³⁾。そのうちのひとつは、「憲法第3条の定める「事件あるいは争訟」の要件を満たすのに十分な損害を原告が被っているか」を問う憲法上のスタンディング要件であり、もうひとつは原告が憲法第3条の課す要件を満たすのに十分な損害を被っている場合に「制定法が原告に対するスタンディングを与えているか」を問う制定法上のスタンディング要件である⁶⁴⁾。憲法上のスタンディングがない場合、その事件は「事件あるいは争訟」に当たらず、憲法第3条のもとで連邦裁判所はその事件に対する管轄を有しないこととなり、原告の訴えは連邦民事手続規則12(b)(1)のもとで却下される⁶⁵⁾。また、こうした憲法上のスタンディングが認められたとしても、連邦議会が制定法上のスタンディングを認めていない場合、「原告は救済を与えられうる主張を行い得ない」ものと考えられ、原告の訴えは連邦民事手続規則12(b)(6)のもとで却下される⁶⁶⁾。

この判断枠組のもとで Cetacean 判決は、まず憲法上のスタンディングについての審査を行い、「憲法第3条は、制定法のもとで動物の名において提起することの許された事件が「事件あるいは争訟」に該当しないという結論を強いるものではない」と述べ、全世界の鯨類の集合が憲法上のスタンディングを有することを認めた。

Sierra Club 判決の Douglas 裁判官反対意見がそうであったように、Cetacean 判決では全世界の鯨類の集合の自称代理人が自ら当事者になる場合にはハードルとして立ちふさがるはずの事実上の損害の要件は問題とされなかった。憲法上のスタンディングの有無の検討は、ただ端的に動物福

63) 386 F.3d 1169, at 1174.

64) *Id.* at 1174-75.

65) *Id.* at 1174. なお Rule 12(b)(1) は、裁判所が事物管轄権をもたないことを理由とした被告による訴えの却下を求める申立てについて定める。

66) *Id.* at 1175. なお Rule 12(b)(6) は、救済可能性のある主張がなされていないことを理由とした被告による訴えの却下を求める申立てについて定める。

祉法 (Animal Welfare Act⁶⁷⁾) (以下, AWA とする) や馬の保護に関する連邦法 (Horse Protection Act⁶⁸⁾) の参照を促しながら「動物は多くの法的権利をもち, 連邦法と州法の両方のもとで保護されている」と述べることで済まされている。また, 法人, 企業, 信託, 船, 胎児, 未成年等と比較しながら, 「我々は, 第3条が連邦議会に動物が訴訟を起こすのを認めないよう妨げるべき理由を見つけられない」とする。こうした憲法上のスタンディングの検討箇所では, Christopher D. Stone の「樹木の当事者適格」が参照されるとともに, 動物のスタンディングについて論じた Cass R. Sunstein と Katherine A. Burke の論稿⁶⁹⁾が「連邦議会は動物にスタンディングを付与することができるが, 現段階ではまだ付与していない」ことを示す論文として参照されている⁷⁰⁾。

憲法上のスタンディングが肯定された後に続く「制定法上のスタンディング」の検討においては, ESA と APA (MMPA と NEPA) が動物にスタンディングを付与しているかどうかそれぞれ検討された。Cetacean 判決は, ESA と APA がどちらも文言上 “person” にスタンディングを付与していることに着目しつつも, それぞれの制定法の構造を体系的に検討し, どの制定法も動物にスタンディングを付与していないと解釈した。文言の拡大解釈に消極的な姿勢をとる理由については, 「我々は Citizen to End Animal Suffering & Exploitation, Inc. v. New England Aquarium⁷¹⁾での連邦地方裁判所の判示——もし連邦議会や大統領が人間や訴訟追行権をもつ法的存在と同様に動物に訴訟追行の権限を与えるという非凡な一歩を踏み出そうとするなら, そうした一歩はわかりやすく述べられるはずであるし,

67) 7 U.S.C. § 2131 *et seq.*

68) 15 U.S.C. § 1821 *et seq.*

69) Cass R. Sunstein, *Standing for Animals (with Notes on Animal Rights)*, 47 UCLA L. Rev. 1333 (2000); Katherine A. Burke, *Can We Stand for It?: Amending the Endangered Species Act with an Animal-Suit Provision*, 75 U. Colo. L. Rev. 633 (2004).

70) 386 F.3d 1169, at 1175–76.

71) 836 F. Supp. 45 (D. Mass. 1993).

そうであるべきだろう——に同意する。ESAやMMPA、NEPA、APAの文言のなかにこのような何らかの言明がない限り、我々は鯨類が制定法上のスタンディングをもたないと結論する」と述べられている⁷²⁾。

Cetacean判決は、結論としてはPalila判決の動物のスタンディングに関する部分を傍論と位置付け、全世界の鯨類の集合が原告となって訴訟を提起することを否定している。しかしその一方で、それまでESAのもとで曖昧に展開されてきた動物のスタンディングに関する判例を、より一般的なスタンディングの法理のもとで考慮し直したものと位置付けることができるだろう。

(3) Naruto判決の意義

本評釈が直接の検討の対象とするNaruto判決は、Cetacean判決の判断枠組に全面的に依拠しながら、クロザルのNarutoの憲法上のスタンディングを肯定し、著作権法上のスタンディングを否定した。Naruto判決は、Narutoが著作権法上のスタンディングを有するかを検討する段階で、Cetacean判決の判旨を「連邦法が端的に動物に制定法上のスタンディングがあると述べているなら、動物は制定法上のスタンディングをもつ」と定式化した。これを当てはめると、著作権法のなかには動物に積極的にスタンディングを付与するような規定がないため、Narutoには著作権法上のスタンディングが認められない。

① 動物種のスタンディングと個体動物のスタンディング

Cetacean判決へと至るまでの動物のスタンディングに関する判例の流れを見ていくと、Naruto判決がESAに基づき特定の動物種を原告としたケースではなく、Narutoというある動物種に属した「個体の動物」を原告として提起されていることの事案の特殊性が明らかになる⁷³⁾。この点、一見するとある種のCetacean判決からの理論的飛躍があるようにも思われるが、むしろCetacean判決がPalila判決以降ESAのもとで認められて

72) 386 F.3d 1169, at 1179.

73) ただし、ESAそのものの射程には絶滅危惧種を種として保護するだけでなく、個体として保護することが含まれている。See, Burke, *supra* note 69, at 641.

いた動物裁判を、より体系的に捉え直したことから生じるコロラリーと言うことができよう。

つまり Cetacean 判決が憲法上のスタンディングと制定法上のスタンディングを分けて理解して ESA 上の動物のスタンディングを否定したことが、反面において ESA 以外の制定法のもとで動物のスタンディングを検討するための——動物種ではなく動物個体のスタンディングを検討するための——判断枠組を提供することになったのである。

また、Cetacean 判決が動物の憲法上のスタンディングを肯定する際に参照した Sunstein の所説においては、連邦議会のもつスタンディングを創設する権能の重要性がスタンディングを財産権の一種と見る立場から強調されている⁷⁴⁾。そこでは、動物にスタンディングを付与できるという主張とともに、ある種の「動物の権利」が AWA をはじめとした制定法上の動物保護立法の反射として、アメリカ法において既に存在しているという理解が示されている⁷⁵⁾。Cetacean 判決も憲法上のスタンディングを検討するにあたって動物を保護する連邦法を参照しているため、こうした Sunstein の理論を取り入れて「権利」の概念自体を緩やかに解し、AWA の反射としての動物の権利が現に存すると考えているようにも見える。すると、こうした理論を導入した Cetacean 判決には、当初から特定の動物種のスタンディングという観点を越えた射程が備わっていたと考えるべきだろう。

② 原告動物の訴訟代理人

以上のような Naruto 判決における個体の動物への着目は、動物が原告に立つ場合の、訴訟当事者と訴訟代理人のあいだの利害対立という観点を改めて浮かび上がらせた。というのも、Naruto 判決の脚注 3 では、Naru-

74) See, *supra* note 29, at 187.

75) See, Sunstein, *supra* note 69, at 1335, 1362–66. Sunstein はそもそも権利という概念をある種の法的価値の実現のための道具立てとして緩やかに理解しているようである。See also, Stephen Holmes & Cass R. Sunstein, “The Cost of Rights: Why Liberty Depends on Taxes”, W.W. Norton, (1999).

to の next friend として訴訟行為を行っていた動物保護団体の PETA が、Naruto という個体に固有の財産上の利益を顧みず、クロザル全体の環境改善のために訴訟外の和解を行ったことが、本人に対するある種の利益相反行為を構成する可能性が高いと指摘されている⁷⁶⁾。

こうした物言わぬ当事者と訴訟代理人のあいだで生じる問題は、ストーン論文や Sierra Club 判決の Douglas 裁判官反対意見の段階でも一応認識されていたものの、詳しくは論じられてこなかった。行政法規のもとで自然や環境、動物種の利益が問題となる場合には、環境や生態系を保護する制定法の趣旨に沿った形で原告自身の利益が定義されるため、行政に対してそうした制定法上の義務の履行を求める訴訟代理人と自然物のあいだで深刻な利害対立が生じるおそれはなかった。

例えば、Cetacean 判決はこうした原告と訴訟代理人のあいだの代理関係に関する議論を一切行わなかったが、こうした裁判所の態度は、全世界の鯨類の集合という原告の利益が、ESA や MMPA、NEPA によって定められるアメリカ海軍の果たすべき義務の反射として構成されており、自称弁護人が求めるのが、こうした制定法上の義務の履行であることに由来するだろう。

しかしながら、Naruto 判決では Naruto という個体のクロザルに帰属するある種の財産権の侵害が問題となっており、その相手方もまた、政府機関でなく私人たる写真家であった。このように考えると、こうした紛争構造の違いが Naruto 判決に従来の動物裁判において必ずしも明確に論じられてこなかった next friend に関する争点を比較的詳細に論じさせた要因のひとつと言えるかもしれない⁷⁷⁾。

76) 888 F.3d 418, at 421.

77) next friend について検討したうえでこれを否定する連邦地方裁判所の判決として、Citizens to End Animal Suffering & Exploitation, Inc. v. New England Aquarium, 836 F. Supp. 45 (D. Mass. 1993); Hawaiian Cow v. Lujan, 906 F. Supp. 549 (D. Haw. 1991).

③ 動物裁判における next friend スタンディング活用の可能性

連邦民事手続規則17(c)は、未成年や訴訟追行能力のない者のための訴訟代理の仕組みについて規定しているが、そのなかの一類型である next friend は、guardian ad litem や管財人といったその他の訴訟代理と異なり、本人からの委任や裁判所による任命を必要としていない⁷⁸⁾。Naruto 判決も述べるように、next friend スタンディングを主張する第三者は、(1)本人に訴訟能力がないか、裁判所へのアクセスを欠いていること、(2)本人とのあいだに一定の重要な関係性があり、自らが本人の最善の利益に真に仕えうることを証明しなければならない⁷⁹⁾。本件での PETA による利益相反という問題は、この(2)の要件を検討するなかで指摘されたものである。

ただし Naruto 判決はこれに続けて、もし PETA が Naruto とのあいだにある重要な関係性を立証できていたとしても、next friend スタンディングは認められなかっただろうと議論する。ここで Naruto 判決は、最高裁判決である Whitmore v. Arkansas⁸⁰⁾を「next friend スタンディングは制定法の根拠なく人身保護法が認める範囲を超えて拡張することができない」という形で定式化する。そのうえで、動物が本人たる原告である場合、現在の next friend スタンディングの仕組みは利用できないとする⁸¹⁾。

しかしながら、このように Naruto 判決が Whitmore 判決の趣旨を「next friend スタンディングに関する連邦上のあらゆる法理の適用範囲は制定法によって許される範囲を超えて広がることはない」と定式化する点には、若干の疑問が残る。

Whitmore 判決は、第8修正が死刑囚に対して保障する上訴の権利を放棄した Simmons のために、別の死刑囚である Whitmore が next friend として州に上訴審の実施を求めた事例であった。Whitmore 判決において、連邦最高裁は「我々がこれまでに next friend スタンディングという概念

78) Fed. R. Civ. P. 17(c).

79) 888 F.3d 418, at 421.

80) Whitmore v. Arkansas, 495 U.S. 149 (1990).

81) 888 F.3d 418, at 421-422.

を「憲法上のスタンディングと絡めて」詳細に論じたことはないが、next friend は特定の状況下で司法管轄の基礎として長らく認められてきた」とし、next friend が歴史的に認められてきた諸類型について検討を行った⁸²⁾。

Whitmore 判決によれば、next friend が用いられる最も典型的な状況は、精神障害あるいはアクセシビリティの欠如を理由に自ら救済を求めることができない囚人のために第三者が訴えを提起する状況である。アメリカの初期の判例では、当時曖昧であった連邦人身保護法の規定を next friend による人身保護令状の請求を認める形で解釈していた⁸³⁾。

Whitmore が求めていたのは人身保護令状でなく、Arkansas 州による Simmons の死刑判決の上訴審であり、この場合に Whitmore が next friend となることを認める連邦法は存在しない。そこで Whitmore 判決は、典型例である人身保護法とのアナロジーのなかで next friend が認められるかを検討し、「next friend が連邦議会の承認なしに連邦裁判所の管轄を呼び起こしうるかどうか決定せずとも、我々はあらゆる next friend スタンディングの法理の範囲が、歴史的慣行を法典化した人身保護法によって許されているよりも広くはならないと考えている」と判示した⁸⁴⁾。そしてこの後に続けて、「next friend の法理の古来の伝統を維持するにあたって、我々は、連邦裁判所が next friend スタンディングを認めるための必須条件のひとつは、推定上の next friend が、精神障害や裁判所へのアクセス、その他の障害を理由として、真の当事者が彼自身によって訴訟追行できないことを証明することだと結論する」と判示し⁸⁵⁾、next friend を認めるのに最低限必要な2つの要件のうちのひとつについての検討を行うのである。

こうした流れからは、制定法がなくとも、アナロジーによって next

82) 495 U.S. 149, at 161-162.

83) *Id.* at 162.

84) *Id.* at 164-165.

85) *Id.* at 165.

friend スタンディングを肯定できる「歴史的慣行を法典化した人身保護法によって許されている範囲」の定式化こそが、Naruto 判決でも示されていた2つの要件であるように思われる。つまり、この2つの要件が制定法のない場合についてのものだとすれば、2つの要件を満たしてもなお、制定法によって許されない限り next friend スタンディングを認めないのが Whitmore 判決の趣旨だとする Naruto 判決の理解はやや奇妙に映る⁸⁶⁾。

また、Naruto 判決は「我々は Whitmore 判決における最高裁判所の理由付けが next friend スタンディングの裁判所主導の拡張に反対するものであると理解している」とも述べているが、上述の通り、Whitmore 判決には next friend スタンディングが裁判所主導で展開してきたことを示唆する箇所もある。Whitmore 判決は next friend スタンディングの法理がスタンディング法理全体においてどう位置付けられるかを必ずしも明確にしていなが、おそらく next friend スタンディングは、憲法上のスタンディングに近い (jurisdictional な) ものではなく、司法政策上のスタンディングに近い (prudential な) 性質をもつと考えていたのではないだろうか。

Naruto 判決の Smith 裁判官の結論同意意見は、Whitmore 判決の解釈として、next friend スタンディングを憲法上のスタンディングに近い jurisdictional なものとして捉え、「PETA に next friend スタンディングが認められなかった時点で検討を打ち切るべき」⁸⁷⁾と主張している。しかしながら、法廷意見が指摘するように、Cetacean 判決が自称代理人による訴訟

86) なお、動物自身が原告となる訴訟として、アメリカでは本稿で取り上げた ESA に基づく訴訟の他に、州法レベルではあるが、大型類人猿と象の原告のための人身保護請求訴訟がなされてきている。Naruto 判決法廷意見による Whitmore 判決の解釈が、制定法の改正がなくとも、人身保護請求の認められる範囲で next friend を認めるというものだとすれば、こうした人身保護請求訴訟が適法に受理されることで他の場面での next friend スタンディングも成立する可能性が生じるだろう。See, Steven M. Wise, *The Struggle for the Legal Rights of Nonhuman Animals Begins: the Experience of the Nonhuman Rights Project in New York and Connecticut*, 25 Animal L. 367 (2019).

87) 888 F.3d 418, at 433.

追行を暗黙の裡に認めて全世界の鯨類の制定法上のスタンディングを検討したにもかかわらず、next friend スタンディングを主張するのに失敗した場合には Naruto の制定法上のスタンディングが検討されないというのはやはりバランスを欠くように思われる。連邦民事手続規則が next friend や後見人のいない場合に本人の利益について考慮すべき裁判所の義務を定めることも、こうした第三者のスタンディングが認められる場面において本人による別訴の提起が期待できないという事情を考慮したものであり、Naruto 判決においても、本人利益保護の機会を取って排除する必要はないだろう。

したがって、Naruto 判決の事実関係のもとで PETA を next friend とするのが結論として妥当でないとしても、next friend スタンディングの法理が裁判所の主導のもと、動物の当事者の訴訟代理人を認める形で用いられる可能性を完全に否定すべきではないだろう。

④ 動物が憲法上のスタンディングをもつことの意義

動物が原告となる場合に next friend の仕組みが活用できるとする議論は、Naruto 判決に先立ち、Cetacean 判決に引用された Burke の論文内において既に行われている⁸⁸⁾。しかし Burke は、next friend の仕組みが理論的には利用可能だとする一方で、連邦裁判所が連邦議会による立法なく、next friend の仕組みのもとで動物の代理人による訴訟追行を認めることはないだろうと予想していた。そこでは、連邦地裁判決である Hawaiian Cow v. Lujan⁸⁹⁾ が文言上の "person" のみにこだわり、ESA 上の動物のスタンディングや next friend スタンディングを認める解釈を排除したこ

88) Burke, *supra* note 69, at 652–654, 662–664. 動物が原告となった場合の訴訟代理人について next friend 以外の方向性から論じる論稿として、Marguerite Hogan, *Standing for Nonhuman Animals: Developing a Guardianship Model from the Dissents in Sierra Club v. Morton*, 95 Calif. L. Rev. 513; Joyce S. Tischler, *Rights for Nonhuman Animals: A Guardianship Model for Dogs and Cats*, 14 San Diego L. Rev. 484 (1977).

89) 906 F. Supp. 549, at 551–552.

とが紹介されている。Burke は、こうした next friend の利用可能性の否定は、法的理論がもつ問題点というより、動物を原告とすること自体から生じる心理的抵抗感に起因する⁹⁰⁾とも議論していた。

この点、Burke の予測に反し、Naruto 判決では「クロザルの Naruto が人ではないから PETA の next friend スタンディングは否定される」という理由付けは用いられなかった。Naruto 判決における next friend スタンディングの否定は、あくまで Whitmore 判決の解釈の問題として論じられている。

しかしながら、これは Naruto 判決において裁判官たちが Burke の論じするような心理的抵抗感を覚えていなかったことを意味しない。例えば、Naruto 判決の脚注 5 では、法廷意見を執筆した Bea 裁判官が、Naruto の憲法上のスタンディングを否定する Smith 裁判官の結論同意意見に共感を覚えつつも、Cetacean 判決の先例としての拘束力を認めてしまったことで、動物に憲法上のスタンディングがあることを前提に置きながら法的推論を行わざるを得なかった葛藤が表れている⁹¹⁾。

このように考えると、動物に憲法上のスタンディングがあるとする判決は、単に連邦議会が動物にスタンディングを付与するのを許容するという意味に留まらず、動物の被る事実上の損害を人間の被る事実上の損害から殊更に区別することなく、コモンローや関連する制定法の趣旨に沿って適切に評価することを求める意味を含んでいると言えるだろう。

4. おわりに

アメリカにおいて、動物が原告となって提起される訴訟は、Palila 判決以降 ESA のもとで、絶滅危惧種の動物種が原告となる形で展開してきた。その理論的バックボーンには不明確な点が多かったが、Cetacean 判決は Palila 判決の先例拘束性を否定し、動物のスタンディングという争点をよ

90) See, Steven Wise, "Drawing the Line: Science and the Case for Animal Rights", Perseus Publishing (2002), at 9-23.

91) 888 F.3d 418, at 424.

り一般的なスタンディング法理の枠組みのなかに位置付けなおした。

本評釈が検討の対象とした *Naruto* 判決は、従来の動物裁判のように、動物種が原告となって行政活動の違法性を問うものではなく、個体の動物が私人を相手に自らの財産上の権利の侵害を訴えるものであった。*Naruto* 判決は *Cetacean* 判決によって確立された判断枠組に依拠して、クロザルの *Naruto* がもつ憲法上のスタンディングを肯定し、著作権法上のスタンディングを否定した。

これに加えて *Naruto* 判決は、*Cetacean* 判決では論じられていなかった「動物が原告となる場合の代理人選任」の問題につき、*next friend* スタンディングの観点から議論を行った。そのうえで、連邦裁判所が動物の原告の訴訟代理を行えるよう *next friend* スタンディングの範囲を拡大することは、制定法上の根拠なしでは許されないと判断された。

next friend の活用が議論される前提には、動物自身が憲法上・制定法上のスタンディング要件を満たして訴えを起こすという法的構成がある。こうした法的構成においては、基本的に訴訟代理を行う *next friend* は、①事実上の損害、②因果関係、③救済可能性といった憲法上のスタンディングの要件を満たすことを求められない。

他方で、動物自身が原告に立つことができなくとも、一定の動物や動物種に関して利害をもつ個人や団体は、自らが事実上の損害を被る原告となり、一定の動物や動物種に関する行政活動等の違法性について争うことのできる場合がある⁹²⁾。

動物自身が原告となる法的構成と、あくまで何らかの利害関係をもつ個

92) 例えば、*Animal Legal Defense Fund v. Glickman*, 154 F. 3d 426 (D.C. Cir. 1998) では、動物園に何度も足を運んで特定の動物の飼育状況に心を痛めていた原告に対して、アメリカ農務省が AWA 実施に向けて定めた行政規則の妥当性を問うための憲法上・制定法上のスタンディングが認められた。また、Sunstein, *supra* note 69, at 1342-58では、動物保護のために人間が原告となって争うことのできる紛争の類型が整理されている。See also, Cass R. Sunstein, *Enforcing Existing Rights*, 8 *Animal L. i* (2002).

人ないし団体が原告となる法的構成のあいだの違いは、Sierra Club 判決における Douglas 裁判官反対意見と法廷意見とのあいだの対立のなかに見ることができるだろう。しかしながら、両者は質的に異なる損害を基礎としており、相互に排他的な法的構成ではない。理論上は2つの法的構成が両立するケースを想定できるのであり、Naruto 判決における PETA の利益相反的な行動からは、むしろそれぞれの法的構成が別の主体に帰属する別の利益を保護することに仕えていることがわかるのではないだろうか。したがって、どちらの法的構成にも未だ課題は多いが、紛争の実情ごとに、適切な法的構成を選択できるよう準備されることが立法論としては望ましいだろう。

アマミノクロウサギ訴訟を代表とする日本の動物裁判においては、原告の主張の源流として、アメリカの Sierra Club 判決の Douglas 裁判官反対意見や Stone 論文、Palila 判決以降の ESA に基づく動物裁判への言及がなされてきた⁹³⁾。しかしながら、これらの日本の動物裁判では、訴状に原告名として動物や自然物の名前のみを記載することに補正が求められるとともに、判旨のなかで、自然の享有権等に基づく自然物の原告適格の主張は、自然物に当事者能力を認める「法令上の根拠」がないとしてその主張を退けられてきた⁹⁴⁾。

とはいえ、日本国憲法の採用する「司法権」概念は、合衆国憲法第3条の解釈とは異なり、一般に立法府による客観訴訟規定等の立法権限を厳しく制限するものとは考えられていない⁹⁵⁾。日本においては、議会による立

93) 例えば、「オオヒシクイ個体群を原告とする住民訴訟の訴えを却下した第一審判決に対する控訴審において右控訴を当事者能力を有しない自然物の名において控訴代理人らが提起した不適法なものであるとして却下した事例」判例タイムズ957号(1998年)194頁の解説では、アメリカにおける動向として Stone 論文や Palila 判決への目配りがある。

94) 前掲注25)。また、関根孝道「アマミノクロウサギ処分取消請求事件」淡路剛久、大塚直、北村喜宣編『環境法判例百選 [第2版]』(有斐閣, 2011年)184頁。

95) 清宮四郎『憲法 I』(有斐閣, 1957年)277-278頁。他方、佐藤幸治『現代国

法があれば、ESAのもつ市民訴訟規定のような客観訴訟規定を設けることが許容されていると見る余地もあるだろう。また、個体の動物の憲法上のスタンディングを認めるアメリカと同様に、議会の立法によって「法令上の根拠」が設けられれば、動物自身の利益を保護するための主観訴訟規定の創設が憲法上許容されていると見る余地も十分にある。動物に一定の利益帰属主体としての地位や訴訟法上の当事者能力を認めることに抵抗感を覚えることもあるかもしれないが、既に動物愛護管理法をはじめとする個体の動物の利益に資する立法が定着するなかで、こうした法律を違憲とすべき確たる論拠も見当たらないように思われる。

近年では日本においても、動物にある種の利益を帰属させる法的構成がもつ意義について検討する議論が着実に増えてきている⁹⁶⁾。Naruto判決とそこに至るまでのアメリカにおける動物を原告とする訴訟の展開は、日本の今後の動物法制の在り方に対して一定の示唆を与えるものと言えるだろう。

家と司法権』（有斐閣、1988年）250-251頁では、日本国憲法における司法権の概念をより原理的に、事件性や争訟性の要件に寄せて捉える見方が示される。司法権の概念をこのように理解する場合にも、動物にある種の利益帰属主体としての地位を認めるか、あるいは動物に当事者能力を認める規定が一定の個人の利益を擁護する法的仕組みとして位置付けられ得るのであれば、動物に訴訟法上の当事者能力を認める法令上の根拠を設けたとしても、それは主観訴訟のための規定ないしそれに準ずるものと理解可能であり、司法権の範囲に含まれ得る。

96) 小粥太郎「(演習)民法」法学教室291号(2004年)125頁、吉田聡宗「動物の法的地位に関するフェイヴァー理論の検討：「人/物」二元論の再考に向けて」一橋法学18巻1号(2019年)215頁以下等。